

令和6年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月26日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	欠席
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 1名 10番 深田 広文

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第8号 合意解約等について
- 第 3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第39号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第40号 非農地証明について
- 第 5 議案第41号 あっせんについて
- 第 6 議案第42号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第43号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 8 議案第44号 農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について

## ○事務局

皆さんおはようございます。

本日は10番委員の深田広文さん、T推進委員、G推進委員、K推進委員から欠席の届け出が出ています。

会議は成立しますので、会を進めていくということでお願いします。

それでは令和6年7月西之表市農業委員会定例総会を開催します。

なお、会議中は、携帯電話は電源を切りなるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席くださいますようお願いいたします。

それでは開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

皆さんおはようございます。本日は令和6年7月西之表市農業委員会定例総会をご案内したところ委員、推進委員の皆様出席いただきましてありがとうございます。

やっと梅雨明け宣言が最近何日か前に出されたところですがけれども、米刈りのある農家にとっては一番忙しい時期だと思いますけれども、農家の皆さんは非常に暑い中がんばっていると思います。また皆さんが農業委員、推進委員になられてからちょうど1年が経過したところでございます。

暑い中、利用状況調査を行ってもらっていることかと思えますけれども、まだまだ暑さはこれからです。今年は、熱中症が結構ありまして救急車がいなくて消防車で搬送される人もいるみたいです。水分補給をしっかりと熱中症に気をつけていただきたいと思います。

また、コロナが最近増えて来ていますので、感染予防をしていただきますようお願いいたします。議事運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をよろしく願います。

## ○議長

それでは、ただいまから7月の定例総会を開会します。

本日の日程は配付しております議事日程の通りです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。5番中村逸男委員、6番山下委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第8号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

## ○事務局

日程第2、報告第8号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。今月の合意解約は1番から3番で台帳現況地目畑が15筆の19,419平米、台帳現況地目田が1筆の1,045平米の合意解約がありました。以上です。

## ○議長

続きまして、日程第3、議案第38号「農地法第3条の規定による許可について」です。事務局、議案説明をお願いします。

## ○事務局

議案第38号「農地法愛3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。今月は所有権移転の2件の申請がありました。

1 番です。国上校区野木平地区です。現況地目畑の 1 筆で面積 1,458 平米を贈与により所有権移転するものです。

2 番です。下西校区若宮地区です。現況地目畑の 2 筆で面積 1,123 平米を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただいま事務局から説明がありました。続きまして、担当委員から報告をお願いします。整理番号 1 について、5 番委員をお願いします。

#### ○5 番

5 番です。整理番号 2 について報告します。

7 月 23 日譲渡人、譲受人立会いのもと、担当推進委員と現地の確認をしました。現地は上西校区大崎地区の板敷鼻から国上校区の上古田に向かう農道の下にありました。10 アールぐらいの平坦な農地で、農地の西側すぐ真下に海が見えるような農地でした。

譲渡人と譲受人は、兄弟関係にありまして、譲渡人がもう高齢で農業ができなくなってきたこともあり、先祖からの農地を引き継いでもらいたいと、今回のような運びになったそうです。

譲受人は、数年前までは建設会社に勤めてたそうですが、現在はコツコツと農作業に励んでおられるそうです。以上、報告を終わります。

#### ○議長

続きまして整理番号 2 について 11 番委員をお願いします。

#### ○11 番委員

11 番です。整理番号 2 について報告します。

7 月 24 日水曜日に担当推進委員とともに譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

現地は下西壱泊地区内の箱崎海岸へ向かう道路沿いにある圃場です。

譲受人は圃場近くに住宅があり譲渡人と話をしたところ、売買の話になり、今回の申請となったそうです。

譲受人はサトウキビ農家であり、来年よりサトウキビを作付け予定です。

譲受人は経営技術、機械等問題なく許可相当と考えます。

また、譲渡人には電話にて確認済みです。

以上です。よろしくをお願いします。

#### ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

#### ○議長

無いようですので、これから議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### ○議長

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして日程第4議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

### ○事務局

日程第4議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

1番です。安城校区平山地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積579平米を駐車場に転用するものです。申請理由は、家族が増えて、所有車が増えたため自宅に隣接している申請地に駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周囲は住宅、畑、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出され、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、自己資金で対応し、残高証明を確認しています。

以上のことから、転用は確実に進むと思われま

す。2番です。下西校区下石寺地区です。台帳地目原野、現況地目畑の2筆で面積1,653平米を駐車場、コンテナハウスに転用するものです。

申請理由は、馬毛島の工事及び種子島島内の新築リフォームの工事がたくさんあり、作業員、社員の宿泊する場所を確保したい。また、申請地は西之表港からのアクセスもよく、敷地の形や大きさも最適だったためとのことです。

農地区分は農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。周辺は、畑、道路があるものの被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出され、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、融資証明書により確認が取れており、また自己資金も充てられます。転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むと思われま

す。以上で説明を終わります。

### ○議長

この件につきましては10日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長

### ○11番委員

11番です。「農地法第5条の規定による許可について」報告します。

7月10日水曜日、調査委員2名、事務局1名、担当委員、推進委員の立会いで現地調査を行いました。

整理番号1について報告します。

現地は、安城校区平山地区の県道75号線沿いにある自宅前の圃場になります。現在一部に落花生が植えつけられていますが収穫後に整備するということでした。作付している方とは、きちんと話し合いが行われているため、特に問題ないと調査員一同「許可しても問題ない」と判断しました。

続きまして、整理番号2について報告します。

現地は下西校区下石寺地区のからいも神社介護従事者から清掃センターへ向かう農道沿いにある圃場です。この圃場は農振農用地外になる圃場で、現在牧草が植えられており一部刈り取りがなされていきました。貸し人が牧草を収穫中とのことでした。申請地は作付け中の圃場ではありますが、申請書類等整っており、調査の結果、許可相当と意見の一致を見ております。

委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

#### ○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足があったらお願いします。

まず番号1について7番委員補足があればお願いします。

#### ○7番委員

7番です。

今委員長が言われる通り安城平山地域の県道沿いの農地でございます。

この度、家族が帰ってきました人数も増えたということで、それと同じようにこの家族は建設業を営んでおり、車が多数あり、敷地の外に駐車をしているようです。そのため車の駐車場として整備をしたいということです。許可相当と考えます。

#### ○議長

次に整理番号2ですけれども担当委員が調査委員長ですので省略したいと思います。

この件につきまして皆さんから何か質問等ありましたら挙手を願います。

(挙手なし)

#### ○議長

無いようですので、これから議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり許可すること賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

#### ○議長

全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第40号「非農地証明について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第39号「非農地証明について」です。

申請地は国上校区野木平地区です。台帳地目は畑で現況地目が山林で面積は969平米となっています。平成10年頃から耕作せず、現在山林となっています。

交付基準1(イ)に基づく申請となっています。以上です。

#### ○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても10日に合同の現地調査が行っていますので、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○11番委員

11番目です。「非農地証明について」整理番号1を報告します。

7月10日に現地調査を行いました。現地は国上校区野木平地区にある板敷鼻の先

にある海沿いの道路から山に登る農道の途中にある圃場です。写真を見てわかる通りもう既に山林化している状態でした。交付基準 1 の(イ)に該当すると判断しました。調査の結果、許可相当と意見の一致を見ました。以上です。

#### ○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。

担当委員の補足がありましたら番号 1 について 5 番委員報告をお願いします。

#### ○5 番委員

5 番です。ただいまの調査委員長の報告の通りで、もう本当に農地のところまでいくのに道もなく、雑木ばかりで入れないような状態でした。

#### ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

#### ○議長

無いようですので、議案第 40 号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

#### ○議長

全会一致で賛成ですので承認することに決定しました。

続きまして日程第 6、議案第 41 号「あっせんについて」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第 5、議案第 41 号「あっせんについて」を説明します。

資料は 5 ページです。1 番です。「貸したい」の申し出です。場所は下西校区下石寺地区の畑で面積 2,722 平米です。無償で貸したいとのことです。

あっせん委員につきましては、11 番中村裕臣委員と 7 番山下正委員をお願いします。以上です。

#### ○議長

事務局から説明がありました。あっせんの件について皆さんから何か質問がありましたら挙手でお願いします。

#### (挙手なし)

#### ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第 7、議案第 42 号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第 6、議案第 42 号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。所有権の移転についてです。資料は 6 ページを御覧ください。

1 番目です。地目田が面積 992 平米、地目畑が面積 16,190 平米、合計 17,182 平米の所有権を移転する者 4 名、所有権の移転を受ける者 4 名となっています。

内訳については 7 ページを詳細については 8 ページから 17 ページをご覧ください

い。以上です。

## ○議長

ただいま事務局から説明がありました。それでは担当委員の報告をお願いします。  
まず所有権移転の整理番号1番から3番について2番委員、報告をお願いします。

## ○2番委員

整理番号1番から3番について報告します。

7月21日午前8時より譲受人の立会いのもと担当推進委員とともに現地確認調査を行いました。

整理番号1については以前より借りていた土地で、このたび土地の整理をすることで譲受人に買ってくれないかということで話がまとまったようです。

譲受人はサトウキビ、米、和牛と大規模経営をする現和在中の認定農家です。

畑にはサトウキビ、田には米が作られていました。機械一式揃っており、技術的には問題ないと思います。なお、譲渡人には電話で確認をとっています。双方確認の結果、許可相当と考えます。

次に整理番号2について報告します。

申請地は3年くらい前に売買が成立していた土地で、名義変更を譲受人がしていなかったということで、この度建設する農道の拡幅に伴う測量で発覚し、今回の申請に至っているようです。

畑にはサトウキビが作付されてきました。

譲受人は酪農営む大規模農業法人で機械類も一式揃っており、技術的にも何ら問題ないと思います。譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。

次に、整理番号3について報告します。

譲渡人は、神奈川在住の土地持ち非農家です。

譲渡人と譲受人は親戚です。このたび、土地の整理をすることで、以前より耕作していた申請地を無償で譲渡するということです。譲受人はサトウキビ、畜産、米等で経営している現和在住の担い手農家です。

現地にはサトウキビが植えられてきました。

機械類は一式揃っており、技術的にも何ら問題ないと思います。

譲渡人には電話で確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

## ○議長

続いて所有権移転整理番号4について、7番委員をお願いします。

## ○7番委員

7番です。整理番号4について報告します。

譲受人は農地集積を自分の近くにしたいということで、今まで譲渡人からその土地自体を借りて作付けをしておりました。今回譲渡人が土地を全部処分したいということで譲受人と話ができており、この度、規模拡大と農地集積をするということで合意しております。許可相当と思われます。

## ○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

**(挙手なし)**

**○議長**

無いようですので、議案第 42 号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

全会一致で賛成ですので、本案を承認することに決定しました。

続きまして、日程第 8、議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局議案の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第 43 号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。初めに所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

資料の 18 ページをお開きください。

1 段目です。期間が令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日までの 10 年間、地目田 6,158 平米、地目畑 22,742 平米の合計 28,900 平米です。利用権の設定をする者 8 人、利用権の設定を受けるもの 1 人です。

内訳については 19 ページを詳細については 20 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定についてです。

資料の 28 ページをお開きください。

1 段目です。期間が令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日までの 10 年間で地目田が 6,158 平米、地目畑が 22,742 平米、合計 28,900 平米です。利用権を設定する者 1 人、設定を受ける者 4 人です。

内訳については 29 ページを詳細については 30 ページから 37 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

**○議長**

ただいま事務局から説明がありました。

農用地利用集積等促進計画につきましては担当委員からの報告はありません。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

**(挙手なし)**

**○議長**

無いようですので、質疑を終わります。これから議案第 43 号「農用地利用集積業集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

全会一致で賛成ですので、本案は原案の通り承認することに決定しました。

続きまして、日程第 9、議案第 44 号「農地利用最適化推進委員辞職の同意を求め

る件について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

### ○事務局

議案第 44 号「農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について」を説明します。

令和 6 年 6 月 30 日付けで武田瑛実農地利用最適化推進委員から辞職願が提出されました。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定において「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあることから、農業委員会の同意を求めるものです。

正当な理由としては、親の容態が悪く、地元の京都に帰り、推進委員の業務を続けられない為です。以上で説明を終わります。

### ○議長

ただいま事務局から説明がありました。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

### ○H推進委員

最近ハウスも借りてパッションもやり始めたばかりですが、今後どうなっていくのですか。

### ○事務局

辞職の話が来てから、今、そのままの状態を利用してくれる方を探して、目途が立ってようです。

本人に話を聞いたところ、パッションの収穫はまだ途中なので、8 月までは種子島にいる予定だそうです。その後に引っ越しとかいろいろあるようです。

本人の届け出の中で委員の活動は 6 月いっぱいまでで 7 月は活動を何もしていないということでした。

### ○議長

他にありませんか。

### (挙手なし)

### ○議長

無いようですので、議案第 44 号「農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について」採決をしたいと思います。

議案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

### (全員挙手)

### ○議長

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了します。

毎回言っていますが、農業委員会法第 14 条及び第 24 条において、「農業委員、推進委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を行った後も同様とする」となっておりますので、よろしくをお願いします。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

5 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

6 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印